

岩手県監査委員告示第44号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部一関土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年6月14日及び15日

イ 本監査実施日 平成28年7月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
使用料等の徴収に当たり、債権確定後相当期間遅れて調定しているものが3件、961,304円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	使用料等の徴収に当たっては、債権確定後速やかに調定を行うとともに、進捗状況を複数の職員が確認できるよう整備するなど、組織におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年5月18日及び19日

イ 本監査実施日 平成28年7月13日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託料の支出に当たり、完了確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、4,698,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	委託料の支出に当たっては、請求書の受領を担当の上位者が行うとともに、支払の状況を複数の職員が確認できるよう整備するなど、組織におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。